

令和7年度 いじめ防止基本方針

大田市立大田西中学校

1 いじめの定義 《いじめ防止対策推進法より》

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止のための基本的な考え方

- ◆ いじめは、どの学校、どの学級、どの生徒にも起こりうる、すべての子どもに関係する問題である。
- ◆ いじめは、重大な人権侵害であり、心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
- ◆ いじめの予防と解決には、全教職員での組織的な対応と生徒自身の力、保護者の協力が必要である。
- ◆ 特定の教職員が抱え込むことなく、解消に向けて家庭、地域、関係機関と連携し取り組む。
- ◆ いじめによって苦痛を「受けた側」の立場に立って対応する。
- ◆ いじめを生まない環境づくりと、いじめをしない態度や能力を身につけるような働きかけを行う。

3 いじめ防止のための組織・校内体制

組織名	構成員	活動内容
①生徒指導部	生徒指導部員	・いじめ防止基本方針作成、見直し ・校内研修の企画、実施 ・各種調査、アンケートなどの実施、分析
②いじめ防止対策委員会	管理職・教務主任・ 生徒指導主事・生徒支援推進者・ 各学年主任・養護教諭・事務	・いじめ防止基本方針における各種取り組みの検証、修正など
③いじめ対応チーム (重重大事態を含む)	「いじめ防止対策委員会」 +担任+学年部+外部関係機関	・緊急会議の開催(情報収集・記録・情報共有) ・指導体制と指導方針の決定 ・市教委への報告、連携 ・関係機関との連携 など

4 いじめ未然防止のための取組

○生徒が安心安全に過ごせる学校、学級にしていくこと(居場所づくり)、生徒が集団の中で、互いを認め合ったり、こころのつながりを感じたりすること(絆づくり・自己有用感)を大切にする。また、人権尊重の取組や、外部との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止に取り組む。

	取組の内容
居場所づくり	①校内体制の整備
	◇教職員の共通理解 …いじめ防止基本方針の共通理解、相談窓口の周知など。
	◇保健室等の利用 …利用状況の情報共有、居場所として保健室等の活用。
	◇いじめ相談窓口の設置…生徒指導主事、養護教諭がいじめの相談窓口となる。
	◇SC、SSW との連携 …生徒の情報共有、コンサルテーションの充実。
	◇生徒指導部目標 …令和7年度「自他を大切にしよう」 あいさつ、SNS の使い方、交通安全など
	②授業改善
	◇わかる授業の展開 …すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業づくり。
	◇学習規律の確立 …授業前着席、授業中の姿勢、発表の方法や聞き方などの指導。
	◇隠れたカリキュラム …教育活動や日常の生活の中で、人権が尊重された雰囲気づくり。



②指導・支援体制を組む。

- ・情報をもとに指導体制や支援体制の役割分担をしていく。



③-A 子どもへの指導・支援を行う。

・いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人、教員、家族、地域の方々)と一緒に寄り添える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す。

・いじめた生徒には、いじめを直ちにやめさせる。いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む(ひどいいじめをした場合は警察に通報、補導や逮捕、保護処分で更生させる)。そして、いじめた生徒が抱える困難や、背景に関して的確に把握し、生徒の支援も含めた問題の解決に取り組む。

・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。



③-B 保護者と連携する。

・つながりのある教職員を中心に、関係生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(2) いじめの解消の判断について

①いじめに係る行為が、止んでいること。

②いじめられた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。

以上の2つの要件が満たされていなければ、いじめの解消とは見なさない。

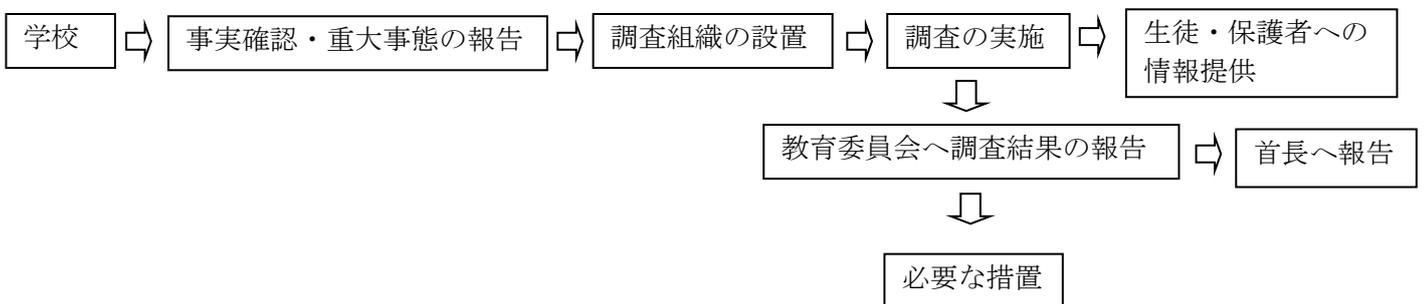
7 重大事態発生時の対処

いじめによる重大事態が発生した疑いがある場合、事実関係の把握を速やかに行い、教育委員会との連携を密に取り迅速に対応する。

調査は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年度3月 文科省)」に沿って対応する。

重大事態とは

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が「相当の期間」(目安として30日以上)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ・児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があったとき。



◆具体的な緊急対応の手順

